



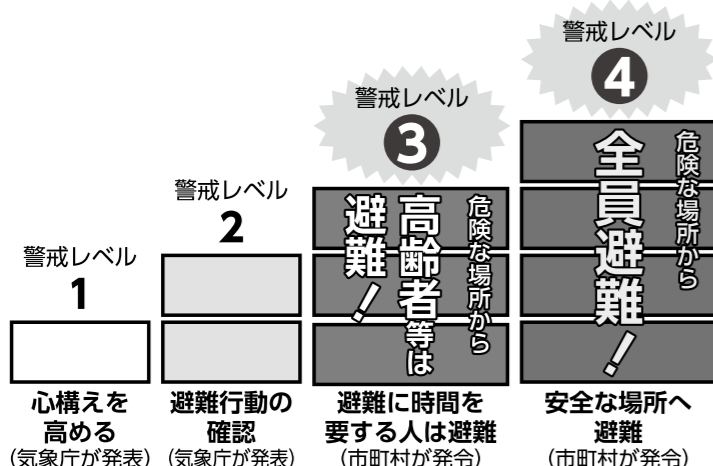
避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。



避難所だけでなく、親戚宅や友人宅など避難の選択肢を広げ、密を避けた避難を心がけましょう。



『警戒レベル3』で危険な場所から高齢者などは避難。『警戒レベル4』で危険な場所から全員避難です。



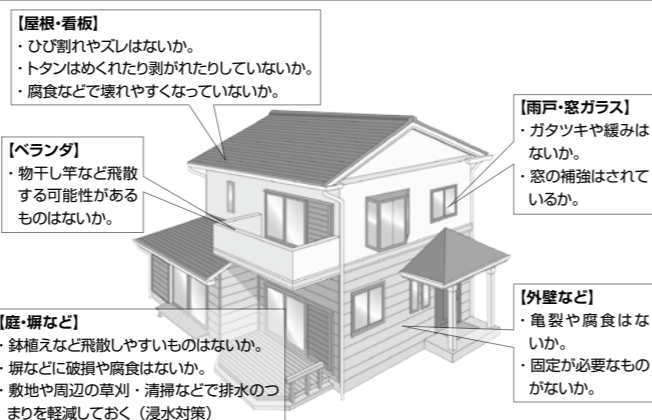
警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

台風への備えは万全ですか?

普段から備えておくことで、被害を未然に防いだり、軽減したりすることができます。

- 災害に備える→台風等の災害情報はこまめにチェック
- 停電に備える→懐中電灯やラジオ、電池などの準備
- 断水に備える→飲料水などの確保
- 浸水に備える→家財道具や生活用品は高い場所へ
- 避難に備える→避難時に必要な「非常持出品」の確認



お問い合わせ 生活環境安全課 生活安全係 ☎ 098-945-5018

災害時の避難等に不安を感じている方へ 避難行動要支援者名簿に登録しましょう!

避難行動要支援者名簿とは、災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

対象者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者
- ⑥ その他、援助を必要とする方

希望する方は

- ① 申込書の提出が必要です。
 - ② 「地域支援者」を決めます。
- ※ 地域支援者とは、要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認など、できる範囲で支援をしていただく方です。そのため隣近所の方々をお願いするのが理想です。

災害に備え、火災保険、地震保険などに加入しましょう!

お問い合わせ 福祉保険課 社会福祉係 ☎ 098-911-9163

西原町の新型コロナウイルス感染症関連事業

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止や感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活を支援することを目的に、地方創生臨時交付金を活用し以下の事業を予定しています。
※抜粋して掲載していますので、その他の事業については10月号でお知らせします。

生活に関する支援策

西原町内 10月より 企業消費拡大商品券事業

対象者: 令和2年9月1日時点で住民基本台帳に登録されている方
内容: 町民1人あたり3,000円の商品券を配布し、町内の利用可能な店舗で使用してもらうことにより経済活性化を図ります。
募集: 商品券を利用可能な事業者を募集中です。
問合せ: 産業観光課 ☎945-4540

町内事業者等への支援策 お問い合わせ 産業観光課 ☎945-4540

経営相談窓口設置事業

対象者: 新型コロナウイルスの影響を受けている事業者
内容: 新型コロナウイルスの影響を受けて対応策を検討している事業者に対し、各種支援策利用の相談窓口を設置します。

西原町中小企業等緊急支援金事業 申請期限を延長しました!

期限: 令和3年2月26日(金)まで
対象者: 国の持続化給付金やセーフティネットの認定を受けた事業者・特殊な事情で支援事業が受けられない事業者で町長が認めたもの
内容: 新型コロナウイルスにより売上が減少している事業者について国県の支援事業を活用した事業者に対し支援金50,000円を現金で支給します。

福祉に関する支援策 お問い合わせ 健康支援課 ☎945-4791

がん検診受診機会救済事業

対象者: 今年度、奇数年齢 (R3.3.31時点の年齢) で、前年度女性がん検診を受診していない方
内容: 新型コロナウイルスの影響による受診控えや医療機関の検診事業停止により、2年に1回の受診間隔が保てなくなった可能性がある方に対し、検診受診機会を提供します。

高齢インフルエンザ予防接種 非デジタル対応情報提供事業

対象者: 高齢インフルエンザ予防接種対象者 (65歳以上の町民)
内容: 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療体制のひっ迫を防止するため、高齢インフルエンザの予防接種受診を積極的に勧奨します。

沖縄県内では7月以降、1,000名を超える新型コロナウイルス感染者が確認されました。濃厚接触者はそれ以上の人数になると予想され、だれもが感染者、濃厚接触者になる可能性があります。

もしも、新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」になったら…

まずは、保健所からの指示に従いましょう。そして、健康状態に注意を払い、感染者と接触した最終日の翌日から起算して14日間は自宅待機を実施しましょう。もし風邪症状(発熱、だるいなど)があれば、すみやかに南部保健所(☎098-889-6591)に連絡しましょう。

毎日の感染対策にプラス!

自身の健康状態を確認するために、**毎朝体温を測り、発熱や風邪症状があれば自宅療養しましょう。**
→新型ウイルス感染症は風邪症状と似ています。今の時期は、風邪かなと思ったら人との接触を極力避けるようにして、不要不急の外出はしないようにしましょう。

新型コロナウイルス感染症 スマホを使って即問診できます!

中部地区医師会の開発したアプリにより、新型コロナウイルス感染症を疑う方が検査が必要かどうか、問診により迅速・安全・効率的に判断することができます。検査が必要な場合には、診察を行う医療機関を紹介し(紹介となった場合には必ず医療機関への電話予約が必要)。

中部地区にお住まいの方で、発熱や渡航歴、接触歴などにより新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状のある方はこちらにアクセス!
(一社)中部地区医師会

HP ▶ <https://www.chubu-ishikai.or.jp>

▶▶▶▶ 電話相談についてはこちら ◀◀◀◀

新型コロナウイルス感染症相談窓口 (コールセンター・24H対応) ☎ 098-866-2129